



< お役立ち情報 >

有料老人ホーム等の単一建物診療患者 1 人等の考え方

保険薬剤師が行う在宅業務は、医療保険で行われる「在宅患者訪問薬剤管理指導」と介護保険で行われる「居宅療養管理指導」があり、それぞれ、居住している施設利用者の人数によって診療報酬が定められています。

単一建物 診療患者数	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (医療保険)	居宅療養管理指導料 (介護保険)
1 人	650 点	517 点
2~9 人	320 点	378 点
10 人以上	290 点	341 点

ここで分かり難いのが「単一建物診療患者数」の意味であり、特に「単一建物診療患者数が 1 人の場合」の定義は次の通りです。

- ① 同居する同一世帯に、訪問薬剤管理指導を行う患者が 2 人以上いる場合
- ② 訪問薬剤管理指導を行う患者数が当該建築物の戸数の 10% 以下の場合
- ③ 当該建物の戸数が 20 戸未満にあって、訪問薬剤管理指導を行う患者が 2 人以下の場合

< 例 >

当該建物の戸数(A) (入所定員)	指導患者数(B)	B/A (%)	単一建物 診療患者数区分
40 戸	3 人	7.5%	1 人
	12 人	30%	10 人以上
15 戸	2 人	—	1 人
	3 人	—	2~9 人

< 調剤報酬 >

学術部への Q & A

(東北厚生局岩手事務所の回答)

【(令和 4 年度調剤報酬改定) 電子的保健医療情報活用加算】

(Q) ただし書きに「当該患者に係る薬剤情報等の取得が困難な場合」は 3 月に 1 回 1 点を加算するとあるが、オンライン資格確認等システムの運用を開始している薬局であれば、全ての患者に算定できるのか？

(A) 3 月に 1 回 1 点の当該加算は、保険薬局においてオンライン資格確認等システムを開始している保険薬局であれば、患者がマイナンバーカードを持っている持っていないにかかわらず、すべての患者に算定できる。

【(令和 4 年度調剤報酬改定) 服薬管理指導料】

(Q) 特別養護老人ホーム入居者の定期薬は薬剤師が訪問して看護師に説明し、服薬管理指導料 3 を算定しているが、臨時的処方箋や定期でない他科の病院の処方箋を施設スタッフ(介護職員)が薬局に持参し、薬局にて介護者に服薬指導した場合は服薬管理指導料 1 あるいは 2 を算定してよろしいか？

(A) 算定できる。

< 医科診療報酬の Q & A >

疑義解釈資料(その 6)から

(厚生労働省事務連絡)

【投 薬】

(Q) 湿布薬については、1 処方当たりの枚数が制限されているが、これは湿布薬の種類ごとの上限枚数ではなく、1 処方における全ての種類の湿布薬の合計に係る上限枚数という理解でよいか？

(A) よい